



土浦市監査委員告示第1号

令和3年12月3日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和4年1月25日

土浦市監査委員

藤田雪

絵

土浦市監査委員

内田卓

男



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の提出

令和3年12月3日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の意見陳述の際の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課五来頭

(2) 対象の会計行為

令和2年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に交付した補助金（以下「本件補助金」という。）のうち中村ブロック会（以下「本件ブロック会」という。）の調査研修事業に該当するものとして「コロナウイルス19特講2021」（以下「教材」という。）を購入したこと。

(3) 対象行為の不当性

本件要項に基づき地区長連合会に概算払いされた本件補助金のうち「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件ブロック会が教材を自宅研修用教材として購入したことが次の理由により不当である。

- ① 当初の計画に計上した研修事業と異なる事業を実施するものであるにもかかわらず、事業計画の変更の承認を受けていない。
- ② 教材は、医療従事者を対象とした専門性の高い医学用教材で一般住民の研修のために必要なものとは考え難く、補助金の交付目的に合致しない。

③ 教材の購入の際の領収書など会計証拠書類がなく、会計手続が透明性を欠いている。

(4) 発生した損害の内容

本件ブロック会が教材の購入に係る経費に補助金を充当したことは、不当な補助金の支出に当たるため、その購入額133,000円が市の損害に当たる。

(5) 措置請求内容

本件補助金について、本件ブロック会が教材の購入に係る経費に補助金を充当したことは、不当な補助金の支出に当たるため、土浦市長は、本件補助金に係る額の確定を取り消し、地区長連合会に対して133,000円の返金を求めるべき。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

(1) 資料1 令和2年度 収入・支出決算書

(2) 資料2 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和3年12月10日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件ブロック会が購入した教材が補助金の交付対象となるか否かの判断を監査委員に求めており、当該補助金は、概算払いにより交付され、令和3年3月31日付けの土浦市地区長連合会補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしたもので、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法242条1項の違法若しくは不当な「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、不当な補助金の支出を原因として、補助金の返還を求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、上述のとおり、請求人は、財務会計上の行為ではない補助金の交付額の確定について判断を求めていることから、いわゆる真正怠る事実該当することになり、法第242条第2項の規定の適用がないものとして住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断した。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和3年12月10日に本件請求を正式に受理することを決定し、同日付けで請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和3年12月10日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和3年12月20日にその機会を設けた。

(1) 新たな証拠の提出

請求人から次の証拠の提出があった。

- ア 令和3年12月15日付け 意見陳述証拠書類リスト
- イ 令和3年12月19日付け 意見陳述口述原稿
- ウ 令和3年12月20日付け 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について（伺い）

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 市長は、地区長連合会に出した令和2年度補助金額確定通知が法第232条の2及び土浦市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第11条他の規定に反するため、その通知を取り消し、地区長連合会に133,000円の返還を命ずるべきである。
- イ 本件ブロック会は、補助金として133,000円の交付を受けているが本件ブロック会が申請時に承認された計画と異なる教材を用いる研修に本件補助金を充てている。
- ウ 本件ブロック会は、計画変更の申請を行っておらず、本件補助金の申請時に承認された計画が遂行されていないにもかかわらず、本件補助金の交付を受けているのは、交付

規則第8条に反し、不当である。

- エ 補助事業の計画の変更をする場合は、当該変更に係る承認が必要であるにもかかわらず、その承認がないものに本件補助金を支出したのは、交付規則第11条に反し、不当である。
- オ 教材は、医学書であり、医療従事者を対象とした専門性の高い医学教材のようであるため、地区長が研修しても成果が得られるか疑問であり、実際に成果が得られたとも聞かないし、当該教材を用いて研修を行うことは、本件要項第1条の補助金の交付目的に適合しておらず、不当である。
- カ 市民活動課のメールによれば、教材の購入に係る領収書等の証拠書類は不存在であり、会計処理が不透明で会計手続が適正であったか確認できないため、交付規則第18条に反し、不当である。
- キ 以上のように本件ブロック会の教材の購入は、補助金の交付目的、手続、必要性、十分性、会計事務その他全てにおいて、適正を欠いており、交付規則第16条第1項第3号の補助金等を他の用途に使用したときに当たり、不当な支出である。
- ク したがって、市長は、交付規則第16条に基づき本件補助金の交付決定を取り消し、交付規則第17条によって、地区長連合会に対し、交付済みの133,000円の返還を求めるべきである。
- ケ 本件補助金の額の確定を行った稟議書には、交付規則第13条に関する記載がなく、審査、調査及び成果の確認に関することが完全に脱落しており、本件補助金の額の確定の手続に重大な瑕疵がある。
- コ 市長は、非公開理由説明書で各ブロック会の会計内容に立ち入らない姿勢を示すも、各ブロック会が定めたとする会則を入手しておらず、その運営の実態を把握していないが各ブロック会は地区長連合会の下部組織であり、補助金交付の直接の対象であるため、市長が補助金の適正な使用のチェックをするべきである。
- サ 一つ釘を刺しておくが、例規等は全て文書による処置や記録を規定しているのだから、「実際に口頭でやっている」等を理由にしないほしい。

(3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員から措置請求書の記載内容の確認を行い、次の補正を行った。

- ア 措置請求書1ページの4行目、6行目及び9行目の「補助金金額確定」は「補助金額確定」であること。
- イ 措置請求書1ページの5行目の「下村 利光」は「下村 利充」であること。
- ウ 措置請求書1ページの11行目の「違法とする」は「不当とする」であること。
- エ 措置請求書2ページの最終行の「市から市から」は「市から」であること。

2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件ブロック会が購入した教材が本件補助金の「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるか。
- (2) 市長及び市民生活部市民活動課長五来頭が本件補助金について、地区長連合会に対する返還請求権の行使を怠っているか、その前提として、本件補助金の交付決定を取り消し、本件補助金の返還請求権を発生させるべき事実があるか。

3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

- (1) 調査日時 令和3年12月20日 午後2時30分から
- (2) 関係人 市民生活部市民活動課長，市民協働室長及び係員
- (3) 令和3年12月20日提出のあった証拠書類及び資料
証拠書類1 土浦市地区長連合会補助金について
証拠書類2 書籍等の購入に係る領収書の写し
提出資料1 「コロナウイルス19特講2021」と題する書籍
- (4) 令和3年12月23日提出のあった資料
提出資料2 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について(起案)【市】
提出資料3 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の概算払について(起案)【市】
提出資料4 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について(起案)【市】
提出資料5 支出に係る帳票(支出負担行為票，支出命令書(概算払)及び精算書)【市】
提出資料6 令和2年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について(起案)
【地区長連合会】
提出資料7 令和2年度土浦市地区長連合会補助金概算払請求書の提出について(起案)
【地区長連合会】
提出資料8 令和2年度土浦市地区長連合会ブロック会補助金(調査研修事業)の配分
および交付について(起案)【地区長連合会】
提出資料9 令和2年度補助事業実績報告書及び補助金概算払い精算書の提出について

(起案) (【地区長連合会】)

提出資料 1 0 地区長連合会ブロック会事業補助金交付申請書【地区長連合会】

提出資料 1 1 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書【地区長連合会】

(5) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の金額の確定について、法第232条の2及び交付規則第11条に違反するものがあることから、一部の額の返還を求めるべきとの請求内容は否認する。
- イ 市と地区長連合会との間の補助金の手続は、交付規則及び本件要項で定めており、「住民自治の向上と市民福祉の増進を図るため」という趣旨に沿い、補助対象事業の範疇であれば、変更承認の必要はないと判断した。
- ウ これまでも補助金の申請時と実績報告時で研修の内容に変更があっても変更の書面は提出させていない。
- エ 監査対象機関では、各ブロック会と地区長連合会の手続に関し各ブロック会の独自性と裁量を考慮し、指導等は行っていない。
- オ 本件ブロック会から感染症に対する理解が深められるように教材と地区の会議等で使用する体温計を購入したと地区長連合会に連絡があった。
- カ 令和2年7月のブロック会長連絡調整会でブロック調査研修事業に関する補助金の使途について質問があり、研修実施に必要な感染症対策用品に補助金を充当できる旨回答した。
- キ 会計証拠書類について、本件請求を受けて、地区長連合会の事務局で本件ブロック会を調査し、領収書を確認し、実績報告書に添付されている「令和2年度収入・支出決算書」の金額と同一であることを確認した。
- ク 令和3年度からは、各ブロック会から地区長連合会に提出する実績報告書に補助対象経費内訳書及び領収書の添付を求めている。
- ケ 本件要項には、補助事業と積算基礎が書かれているだけで、具体的な使途は記載していない。
- コ 監査対象機関内部では、補助金の使途についての想定があったが、明示はしていなかった。
- サ 変更承認手続について、本件要項第5条の規定は、市と地区長連合会との手続であり、地区長連合会の計画では、各ブロック会に補助金を交付することが事業の内容であり、各ブロック会がどのように使うかは地区長連合会と各ブロック会のやりとりなので、変更承認の手続は必要なかった。
- シ 各ブロック会については、地区長連合会の中の団体ではあるが、団体ごとに規約を備

- え、独自の予算で運営している。
- ス 地区長連合会を經由して本件ブロック会に補助金を交付した理由については、本件要項で地区長連合会が申請することになっているからである。
- セ 市と地区長連合会との間の補助申請については、具体的な研修の内容まで踏み込んでいない申請で、各ブロック会に補助金を分配することが補助内容であり、特段変更がないため、承認申請はしていない。
- ソ 補助金の交付の目的及び補助対象事業の範疇と判断した理由について、地区長連合会補助金の趣旨は、住民自治の向上及び市民福祉の向上を図るためであり、その範囲内であれば、各ブロック会の独自性、裁量による届け出を認めており、本件ブロック会については、コロナ禍で当初の計画を断念し、地区での研修等の開催時に使用することを想定し、事前の問い合わせの際に補助金を充当することを認めたがその際も変更申請を求めなかった。
- タ ブロック会調査研修事業又は対象経費として想定しているものについては、視察研修の際の交通費、施設の入場料、移動を伴わない研修の場合には、講師の謝礼や資料代である。
- チ ブロック会調査研修の対象経費を本件要項に明示していないことについて、当該団体の補助に限らず、本市の団体補助については、具体的な例示がされているものがないが改める必要があると考えている。
- ツ 教材は、研修内容としてふさわしいと思っているかについて、専門書とうたっているが、平易な表現であり、特に高度な内容とは考えておらず、地区長の知見を広げるための研修内容としてふさわしいと判断した。

第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、交付規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

3 補助金の交付事務手続について

(1) 補助金の変更申請について

請求人は、本件ブロック会が計画変更の申請を行わず、本件補助金の申請時に承認された計画が遂行されていないにもかかわらず、本件補助金が交付されているのは、交付規則第8条に違反するとしている。

また、補助事業の計画の変更をする場合は、当該変更に係る承認が必要であるにもかかわらず、本件補助金を支出したのは、交付規則第11条に反すると主張している。

これに対し、監査対象機関は、市と地区長連合会との間の補助金の手続は、交付規則及び本件要項で定めており、「住民自治の向上と市民福祉の増進を図るため」という趣旨に沿い、補助対象事業の範疇であれば、変更承認の必要はないと判断したとしている。

また、変更承認手続について、本件要項第5条の規定は、市と地区長連合会との手続であり、地区長連合会の計画では、各ブロック会に補助金を交付することが事業の内容であり、各ブロック会がどのように使うかは地区長連合会と各ブロック会のやりとりなので、変更承認の手続は必要なかったとしている。

さらに、市と地区長連合会との間の補助申請については、具体的な研修の内容まで踏み込んでいない申請で、各ブロック会に補助金を分配することが補助内容であり、特段変更がないため、承認申請はしていないと主張している。

(2) 補助金の額の確定について

請求人は、本件補助金の額の確定を行った稟議書には、交付規則第13条に関する記載がなく、審査、調査及び成果の確認に関することが完全に脱落しており、本件補助金の額の確定の手続に重大な瑕疵があると主張している。

4 教材が補助対象であるかについて

請求人は、教材は、医学書であり、医療従事者を対象とした専門性の高い医学教材のようであるため、地区長が研修しても成果が得られるか疑問であり、実際に成果が得られたとも聞かないし、当該教材を用いて研修を行うことは、本件要項第1条の補助金の交付目的に適合しておらず、不当であると主張している。

これに対し、監査対象機関は、教材は、研修内容としてふさわしいと思っているかについ

て、専門書とうたっているが、平易な表現であり、特に高度な内容とは考えておらず、地区長の知見を広げるための研修内容としてふさわしいと判断したとしている。

また、令和2年7月のブロック会長連絡調整会でブロック調査研修事業に関する補助金の使途について質問があり、研修実施に必要な感染症対策用品に補助金を充当できる旨回答したとしている。

さらに、補助金の交付の目的及び補助対象事業の範疇と判断した理由について、地区長連合会補助金の趣旨は、住民自治の向上及び市民福祉の向上を図るためであり、その範囲内であれば、各ブロック会の独自性、裁量による届け出を認めており、本件ブロック会については、コロナ禍で当初の計画を断念し、地区での研修等の開催時に使用することを想定し、事前の問い合わせの際に補助金を充当することを認めたがその際も変更申請を求めなかったと主張している。

5 教材の会計手続について

請求人は、市民活動課のメールによれば、教材の購入に係る領収書等の証拠書類は不存在であり、会計処理が不透明で会計手続が適正であったか確認できないため、交付規則第18条に反していると主張している。

これに対し、監査対象機関は、会計証拠書類について、本件請求を受けて、地区長連合会の事務局で本件ブロック会を調査し、領収書を確認し、実績報告書に添付されている「令和2年度収入・支出決算書」の金額と同一であることを確認したと主張している。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 監査の対象事項の（1）についての判断

監査対象事項の（1）本件ブロック会が購入した教材が本件補助金の「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるか。については、上記第6監査によって確認した事実のうち、3から5までを争点と捉え、検証する。

（1）補助金の交付事務について

ア 補助金の変更申請について

請求人が主張するとおり、本件ブロック会が計画変更の申請を行っていないことについては、監査対象機関も認めており、その点で争いはない。

請求人が主張する本件補助金の申請時に承認された計画が遂行されていないことについて、監査対象機関は、本件要項第5条の規定は、市と地区長連合会との手続であり、地区長連合会の計画では、各ブロック会に補助金を交付することが事業の内容で

あり、各ブロック会がどのように使うかは地区長連合会と各ブロック会のやりとりなので、変更承認の手続は必要なかったと主張するが、監査対象機関の主張は失当である。

本件補助金は、地区長連合会に交付したものであるもののブロック会調査研修事業については、各ブロック会それぞれが計画している事業を対象として補助する額を決定すべきものであるのに、監査対象機関から提出された令和2年度土浦市地区長連合会ブロック会補助金（調査研修事業）の配分および交付について（起案）を見ると市が地区長連合会から補助金の交付申請を受けた後に各ブロック会の事業計画を調査している事実が認められる。

本件要項のブロック会調査研修事業に係る補助金の算定方法に示す算式は、補助金の交付上限額を定めたものと解され、各ブロック会それぞれが計画した事業の内容に応じて交付額を決定すべきものであり、具体的に事業の内容が定まっていないうまま、満額を交付決定することは想定しておらず、補助金の交付決定の手続に瑕疵があったと言わざるを得ない。

本件補助金の申請時に承認された計画が遂行されていないにもかかわらず、本件補助金の交付を受けているのは、交付規則第8条の規定に反すると請求人が主張することについて、本来、補助金の交付決定の対象となるのは、各ブロック会の計画した事業であり、各ブロック会の計画を把握しないまま監査対象機関が承認した計画自体に誤りがあるため、補助事業者等である地区長連合会及び各ブロック会が同条の規定のように補助事業等の遂行ができるはずがなく、同条の規定に該当するか否かを論じる意味がない。

また、請求人が主張するように補助事業の計画を変更する場合は、当該変更に係る承認が必要であることについて、監査対象機関は、市と地区長連合会との間の補助金の手続は、交付規則及び本件要項で定めており、「住民自治の向上と市民福祉の増進を図るため」という趣旨に沿い、補助対象事業の範疇であれば、変更承認の必要はないと判断したとし、さらに市と地区長連合会との間の補助申請については、具体的な研修の内容まで踏み込んでいない申請で、各ブロック会に補助金を分配することが補助内容であり、特段変更がないため、承認申請はしていないと主張する。

しかし、補助金の交付対象は、本来、各ブロック会であり、監査対象機関が提出した土浦市地区長連合会会則第19条によれば、本会にブロック会を置くことされており、地区長連合会の内部の組織であることから、個別に交付するよりも効率的又は効果的に事業が実施できるように地区長連合会を経由して交付しているに過ぎず、前述のとおり、各ブロック会が実施する事業の計画を対象に交付決定をし、その計画した事業の内容を変更しようとするときは、交付規則第11条第1項の承認を受ける必要があるものであり、同項の規定に違反していることは明らかである。

イ 補助金の額の確定について

本件補助金の額の確定を行った稟議書には、交付規則第13条に関する記載がなく、審査、調査及び成果の確認に関することが完全に脱落しており、本件補助金の額の確定の手續に重大な瑕疵があると請求人が主張していることについて、監査対象機関は、特に主張していない。

監査対象機関から提出された令和2年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について（起案）を見ると、交付規則第13条の「市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、」に関する記載はないものの、地区長連合会から提出された実績報告書（各ブロック会が行った事業に係る事業の詳細を除く。）及び令和2年度地区長連合会補助金内訳書が添付されており、それぞれの事業にどれだけの補助金を充当したかは確認できる。

また、監査対象機関が地区長連合会の事務局として保有する土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書には、各ブロック会が実施した事業の内容が記載されており、その内容を把握することはできるものの領収書等はほとんど添付されておらず、支出した内容を事務局で確認した旨の記録も確認できなかった。

したがって、それぞれの事業にどれだけ補助金を充当したかは判明したものの、実際に支出したかどうか確認できないものも含まれているため、交付規則第13条に規定する補助金等の交付額の確定手續に不備があったものと言わざるを得ない。

上述のように補助金の交付事務については、不適切な事務処理が散見されたものの、不適切な事務処理については、東京高等裁判所（平成元年7月11日判決）において、「本件決定は、本件規則に違反するものではなく、本件要綱に適合しないものではあるが、要綱は、行政当局が行政の指針として制定する内部的規律であつて、それ自体法規としての性質をもつものではないから、本件決定が本件要綱に違反するからといって直ちに違法となるものではない」とされている。

交付規則は補助金等の交付の申請、決定その他の手續等に関する基本的事項を、本件要項は補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定めたものであり、いずれも行政の指針として制定する内部的規律であつて、法律又は条例に基づくものではないことから、それぞれの規定に違反するからといって、直ちに違法というものではない。

一方、不適切な事務処理については、不当ではないとは言えないものの、仮に本件補助金はその交付目的に合致しており、補助金として交付したこと自体は妥当であり、市に損害が生じているわけではないとすれば、事務処理としては不当であったとしても取り消すまでの理由があるとは言えない。

したがって、本件補助金の交付決定を取り消すかどうかは、補助金等の交付決定の取消

しについて定める交付規則第16条第1項第3号に該当するか否かによって判断すべきものであり、次に検証する教材が補助対象でないとするれば、同項の規定により、補助金等の交付決定を取り消すことができることになる。

(2) 教材が補助対象であるかについて

請求人は、教材は、医学書であり、医療従事者を対象とした専門性の高い医学教材のようであるため、地区長が研修しても成果が得られるか疑問であり、当該教材を用いて研修を行うことは、本件要項第1条の補助金の交付目的に適合していないと主張するが、監査対象機関は、専門書とうたっているが、平易な表現であり、特に高度な内容とは考えておらず、地区長の知見を広げるための研修内容としてふさわしいと判断したとしている。

また、監査対象機関は、令和2年7月のブロック会長連絡調整会でブロック調査研修事業に関する補助金の用途について質問があり、研修実施に必要な感染症対策用品に補助金を充当できる旨回答しており、地区長連合会補助金の趣旨は、住民自治の向上及び市民福祉の向上を図るためであり、その範囲内であれば、各ブロック会の独自性、裁量による届け出を認めており、本件ブロック会については、コロナ禍で当初の計画を断念し、地区での研修等の開催時に使用することを想定し、事前の問い合わせの際に補助金を充当することを認めたとしており、補助対象事業の変更申請を求めなかった不備はあるものの、監査対象機関が事前に教材が本件補助金の交付目的に該当するものと判断していたことが伺える。

監査対象機関から提出された教材を確認したところ、イラスト等を用い、対話形式で症例を紹介するなど、分かりやすい表現で構成されたもので、専門性が高く研修の材料にならないということはないと判断した。

本件補助金は、本件要項第1条に規定するとおり「住民自治の向上と市民福祉の増進を図る」ことを目的として、「市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資する」ため設置された地区長を構成員とする地区長連合会が行う事業に対して交付しているものである。

教材を購入し、研修を行うことは、市民福祉の増進につながるものと思慮され、請求人の主張には理由がない。

(3) 教材の会計手続について

交付規則第18条では、「補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証票を整備しておかなければならない。」とされている。

教材の購入に係る領収書等の証拠書類は不存在であり、会計処理が不透明で会計手続が適正であったか確認できないため、交付規則第18条に反していると請求人は主張するが、監査対象機関は、会計証拠書類について、本件請求を受けて、地区長連合会の事

務局で本件ブロック会を調査し、領収書を確認し、実績報告書に添付されている「令和2年度収入・支出決算書」の金額と同一であることを確認したと主張し、領収書等の写しを証拠書類2として提出しており、地区長連合会としては、会計証拠書類を保管していなかったものの本件ブロック会が保管していたことから、同条に違反していないことは明らかである。

2 監査の対象事項の（2）についての判断

上記のとおり、本件補助金の交付事務について、不備があったことは認められるものの、本件ブロック会の教材の購入が本件補助金の交付目的に該当するものであり、交付規則第16条第1項第3号に該当しないことから、同項の規定により本件補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すべき事由があるとは認められない。

したがって、本件補助金について、地区長連合会に返還請求権が発生するものではないため、請求人の地区長連合会に補助金の返還を求めるべきという主張には理由がない。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

監査の結果は、棄却となったものの、監査対象機関の補助金交付に係る事務については、次のような問題があったことから、本件要項を見直すなどして適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助事業ごとに作成する補助金交付要項には、補助の目的、補助対象となる事業の内容、補助の対象となる経費、補助率、補助金額等を記載し、市民に対し、説明責任を果たすとともに、補助金の交付事務に疑義が生じないようにする必要があると思われるが、本件要項の記載を見ると、補助の目的や対象となる経費が具体的でなく、補助の対象かどうかの判断に苦慮したことから、本件要項を見直す必要がある。
- (2) 監査対象機関は、変更承認手続について、本件要項第5条の規定は、市と地区長連合会との手続であり、地区長連合会の計画では、各ブロック会に補助金を交付することが事業の内容であり、各ブロック会がどのように使うかは地区長連合会と各ブロック会のやりとりなので、変更承認の手続は必要なかったとしているが、地区長連合会を經由して各ブロック会に対し、市が補助金を交付しているのであるから、各ブロッ

ク会が実施する事業の内容を申請時に把握しているべきであり、その内容に変更が生じていれば、同条に該当するものとして変更の手続が必要であり、変更の内容を精査し、承認するか否か判断すべきである。

- (3) 監査対象機関の提出資料のうち、市が補助金の額を確定した際の起案には、各ブロック会の実績報告がないが、各ブロック会に補助金を交付しているのであるから、その内容を確認しないで補助金の額を確定することはできないため、地区長連合会の実績報告書に各ブロック会の報告書を添付させ、その内容に応じて補助金の額を確定すべきである。
- (4) 監査対象機関の提出資料のうち地区長連合会の事務局に関する文書には、各ブロック会の実績報告書があったものの、本件請求に係るもの以外の補助事業でも補助事業に支出した根拠となる資料（領収書の写し等）が確認できないものが見受けられたが、市が各ブロック会に補助金を交付しているのであるから、補助事業に支出したことを確認し、市の文書としてその記録を残すべきである。
- (5) 本件請求で対象となったものではないが、本件ブロック会以外の各ブロック会が補助金を充当し支出した内容については、交付規則第18条に規定する「支出を明らかにした帳簿及び証票」が各ブロック会できちんと保管されているか確認しておくべきである。

また、上記のような不適切な事務処理を行っていた原因として、補助金に関する事務を理解していないことが考えられるため、補助金の交付手続の基本的な事項を定めている交付規則や個別の補助事業について定めている補助金交付要項を常に確認しながら事務を進め、誤った前例を踏襲することのないよう周知し、徹底されたい。